墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年３月２８日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第２５号

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

墨田区福祉作業所条例（平成１５年墨田区条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第４条第１号及び第７条第１号中「第５条第１５項」を「第５条第１４項」に改める。

第１０条第３号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

付　則

この条例中第１条第１項及び第１０条第３号の改正規定は平成２５年４月１日から、第４条第１号及び第７条第１号の改正規定は平成２６年４月１日から施行する。